

厚生労働大臣が定める施設基準に適合して行われる手術

令和5年(1月～12月)の実施件数

区分	手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	1件
	イ 黄斑下手術等	0件
	ウ 鼓室形成手術等	3件
	エ 肺悪性腫瘍手術等	0件
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件
2	ア 靭帯断裂形成手術等	22件
	イ 水頭症手術等	2件
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
	エ 尿道形成手術等	0件
	オ 角膜移植術	0件
	カ 肝切除術等	2件
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
3	ア 上顎骨形成術等	0件
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
	エ 母指化手術等	0件
	オ 内反足手術等	0件
	カ 食道切除再建術等	0件
	キ 同種死体腎移植術等	0件
4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	192件
その他	人工関節置換術	40件
	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	43件
	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
	経皮的冠動脈形成術	23件
	急性心筋梗塞に対するもの	2件
	不安定狭心症に対するもの	2件
	その他のもの	19件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術	97件
	急性心筋梗塞に対するもの	24件
	不安定狭心症に対するもの	23件
	その他のもの	50件